

「名古屋市災害対策実施計画（案）」に対する 市民意見の内容及び市の考え方

「名古屋市災害対策実施計画（案）」に対し、貴重なご意見をいただきありがとうございました。皆さまからいただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表いたします。なお、ご意見については、原文を要約または分割して掲載していますので、ご了承ください。

令和 6 年 3 月 名古屋市

■市民意見募集の概要

○募集期間

令和 5 年 12 月 11 日（月）から令和 6 年 1 月 12 日（金）まで

○提出状況

提出者数：6 名

提出方法：電子メール（5 名）、郵送（1 名）

○意見の内訳

項目	件数
方針 1 地域防災力の強化	2 件
方針 2 災害対応力の強化	0 件
方針 3 災害に強いまちづくりの推進	8 件
方針 4 防災人材育成の推進	2 件
計	1 2 件

防災危機管理局危機管理企画室

電 話 052-972-3523

F A X 052-962-4030

電子メール a3523@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

方針 1 地域防災力の強化（2件）

家具転倒防止について

【市民意見の概要】

○南海トラフ地震などに向け、平常時における住宅の耐震化と家具等の転倒防止対策が大切だと考える。P53 では、「寝室の家具の転倒防止対策を実施している市民の割合」目標 100%に対し、現状 28.7%という数字が記載されている。P58 では「家具転倒防止ボランティアの派遣 600 軒」という計画目標が記載されているが、令和 10 年度末にこれで 100%になるのか。消防職員の戸別訪問の成果と評価にも触れてほしい。市内の民間事業者や商店等の家具転倒防止対策は進んでいるのか。家具転倒防止の方法が分からないという若い市民も多いことから、区役所や消防署主催の家具転倒防止講習を繰り返し開催するなど、市民の命が守れる支援も強化して欲しい。

【市の考え方】

令和 5 年 4 月から 5 月に実施した名古屋市総合計画 2023 成果指標に関するアンケート調査（市内居住者対象、無作為抽出）では、寝室の家具の転倒防止対策を実施している世帯が 28.7%という結果でした。

一方で、調査対象地域が市内全域ではなく限定的な調査結果のため、「主な指標」の数値としては掲載しておりませんが、令和 4 年度に実施した戸別訪問事業において、消防職員が直接市民の方に寝室の家具転倒防止対策を実施しているか調査（市内 66 学区対象）したところ、75.8%の世帯が対策を実施していると回答をいただいております。さらに、当該事業において、選択制により防災用品を配付し、寝室の家具転倒防止対策が未実施であった世帯に再度追跡調査を行ったところ、寝室の家具転倒防止対策を実施している世帯の割合が 90%に向上したことから、当該事業の大きな成果と認識しております。

また、市内の民間事業者等については、消防職員が事業所の立入検査等を実施する際に什器等の転倒防止対策を含め、防災対策について啓発を行っているところです。

家具の転倒防止対策について、引き続き戸別訪問事業や家具転倒防止ボランティア事業に取り組むとともに、今後、自主防災訓練や地域における行事等の機会を捉えさらなる啓発を実施してまいります。

地域の共助について

【市民意見の概要】

○大震災の後には、地域の共助が重要となる。名古屋市は高齢化が課題となっているが、防災対策は自治会があることが前提である以上、名古屋市民になったら自治会加入を義務付けてもいいと思う。自治会に対する関心を高めてもらうためには、区役所で転入する際に加入させるなど行政の対応も必要ではないか。地域の共助に名古屋市としてどこまでお願いしなければならないかを地域住民に納得してもらった上で、自治会加入を義務付ける方向に向けていったらどうか。

【市の考え方】

名古屋市防災条例において、「市民は、地域を災害から守るため、防災において、日頃から地域の構成員との交流を深めるとともに、相互に連携及び協力に努めなければならない。」としておりますが、地域コミュニティの希薄化が、地域防災活動を推進する上での課題となっていることは認識しております。自治会は任意団体であり、行政から加入を強制することはできませんが、本市では加入の必要性を伝えるチラシやリーフレット等を作成して広報を行っています。

いつ発生するか分からない大規模災害に備え、地域防災活動体制を確保するために、地域の防災リーダーの方が発災時に地域の防災活動を主導していただけるよう、地域防災活動における各組織の役割等について整理した「名古屋市 地域の防災リーダー初動対応シート（標準版）」や解説動画を作成し、本シート等を活用した各種研修・訓練を実施する等、防災に必要な知識・技能を身につけていただける機会の提供に努めているところです。

一方で、発災時には、例えば隣近所における安否確認や、避難者による避難所の自主運営など、防災リーダーだけでなく地域全体で災害対応にあたらなければ、円滑な地域防災活動は実現できません。

そのため、「名古屋市防災人材育成方針」に基づき、発災時に自ら活動できる人材を少しでも多く育成するとともに、自治会への加入も含めた地域で助け合う仕組みづくりについて、継続して支援してまいります。

方針３ 災害に強い都市基盤の整備（８件）

居住誘導について

【市民意見の概要】

○能登半島地震による津波被害に鑑み、津波高を目安に住宅の新築を禁止する建設禁止区域を設定するとともに、既存住宅への高台移転を推奨すべき。

【市の考え方】

本市では、津波ハザードマップを作成し、津波避難ビルの周知や適切な避難行動の理解促進を図るとともに、立地適正化計画である「なごや集約連携型まちづくりプラン」において、一般家屋の流出のおそれがある津波浸水深２ｍ以上の範囲については「居住誘導区域外」に、津波浸水深 0.3～２ｍ未満の地域についても「要安全配慮区域」に設定することで、災害リスクを踏まえ安全に配慮した土地利用や居住方法の誘導を進めています。

緊急輸送道路について

【市民意見の概要】

○緊急車両の通り道となっている道路の電線の地中化が進んでいない。
○街路樹を低木にする倒木対策も含め、災害時の道路としての対策をお願いしたい。

【市の考え方】

本市では、災害時における緊急輸送・避難経路の確保や消火・救助活動の円滑化のため、防災上特に重要な道路である緊急輸送道路から順次、電線共同溝等による電線類の地中化を進めております。

また、街路樹においては、日常的な巡視点検のほか、街路樹を健全に保ち、台風等の強風の影響を低減させるためのせん定や不健全な街路樹の撤去を行い、倒木対策を含めた安全確保に今後も努めてまいります。

庄内川の堤防について

【市民意見の概要】

○庄内川の堤防について、越水しても決壊しにくい鋼矢板二重締切構造への改修を、国等の関係機関と一緒に進めてほしい。スーパー堤防という方法もあるが、コストが高く、国がスーパー堤防エリアに指定していないため、鋼矢板二重締切構造がバランスが良いと思う。

【市の考え方】

庄内川を管理する国土交通省から、以下の回答を聞いています。

庄内川では、庄内川水系河川整備計画に基づき、観測史上最大となった平成 12 年 9 月の東海豪雨（愛知県区間）及び平成元年 9 月の洪水（岐阜県区間）と同規模の洪水が発生しても、破堤等による甚大な被害を防止するとともに内水被害の軽減を図ることを目標として、堤防整備（堤防の高さ、堤防断面不足対策）や洪水時の水位を低下させる対策（河道掘削、引堤、樹木伐採）等を進めているところです。

また、整備水準を上回る洪水が発生した場合等の被害を最小限に抑えるため、名古屋市等の関係自治体等と連携し、河川情報の提供や情報伝達体制の整備及びハザードマップの作成・周知等のソフト施策を推進しています。

さらに、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、河川・下水道管理者等による治水に加え、庄内川流域のあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）により、流域全体で行う治水対策、「流域治水」を進めているところです。

引き続き、庄内川の河川整備にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

名古屋市においても、施設を上回るような洪水が発生した場合は、速やかに避難するための体制確保等の危機管理対策が重要と考えています。

土砂災害対策について

【市民意見の概要】

○土砂災害に関する対策が不足している印象をうけた。土砂災害特別警戒区域となっている名古屋市の施設で、昭和 44 年、平成 12 年東海豪雨でも土砂崩れが発生している箇所について、昨今のゲリラ豪雨で災害が発生してもおかしくないと思っている。

【市の考え方】

ご意見の土砂災害特別警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、「建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域」として愛知県が指定しています。この土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域に指定された場合、土砂災害の危険が迫ったときに適切な避難行動をとって頂くことが大切です。

本市では、ハザードマップに土砂災害特別警戒区域等を掲載することにより、市民の皆さまの土砂災害に対する防災意識啓発を図っています。いただいたご意見を踏まえながら、引き続き、様々な機会を捉え、土砂災害の危険性や迅速な避難行動の必要性について周知・啓発に努めてまいります。

防潮水門について

【市民意見の概要】

○堀川口の防潮水門は高潮は防げても津波には耐えられない構造となっているので、津波に耐えられる新たな水門の整備を急いでほしい。

【市の考え方】

本市としては、従来の堀川口防潮水門は高潮対策に主眼を置いた構造であることから津波の引き波に対する安全性をさらに高めるための新たな水門の必要性を認識しております。施設の管理者である名古屋港管理組合においては、最新の知見も踏まえた検討が進められております。

防潮堤について

【市民意見の概要】

- 能登半島地震による津波被害に鑑み、防潮堤の維持・強化を行ってほしい。
- 東日本大震災に耐え、飛島村にも採用されている二重締切矢板工法の防潮堤の整備が求められていると思う。

【市の考え方】

名古屋港においては、東日本大震災による津波被害を契機として見直された考え方を踏まえ、高潮防波堤については国が大規模地震や高潮・津波災害に対する安定性を確保するための改良を平成 28 年度に完了し、防潮壁については名古屋港管理組合において地盤条件等を考慮した適切な工法にて液状化対策をはじめとした地震・津波対策が進められています。

方針４ 防災人材育成の推進（２件）

子どもへの防災教育について

【市民意見の概要】

- 児童・生徒への防災教育について、「見て・感じて・体験する」をテーマに施策の推進を考えてほしい。子ども時代に「災害は怖いもの」「備えはするもの」と感じることは大切だと思う。具体的には事業番号 168「児童・生徒の保護者の防災意識の啓発」にある「なごやっ子防災ノート」について、我が子から話題になったことがない。子どもが家庭の中で率先して動くことで、家族にも防災意識が広がる。
- 啓発については具体的・実践的な事業の実施が必要である。少しの防災学習や資料配布にとどまらず、学区役員の人、防災危機管理局や区役所防災担当職員を講師とした実践的な授業を実施し、東海豪雨や東日本大震災の写真や動画閲覧、非常用持出袋の確認、応急手当等を盛り込むことにより、災害時に役立つと思う。子どもが学んだことを啓発品（事業番号 77「災害救助用物資の備蓄」に関連する備蓄物資など）とともに家庭に持ち帰ることで、家族と話し合うきっかけになると考える。

【市の考え方】

小中学校における防災教育で使用している「なごやっ子防災ノート」は、学校だけでなく家庭においても活用できるように構成されています。各学校の防災教育において、なごやっ子防災ノートを活用する場面で、「マイ・タイムライン」の理念を意識した指導を行うよう周知するとともに、「なごやっ子防災ノート」を基に、家庭における防災対策について話し合うことも促しております。

加えて、各学校に対しては、防災計画（抄）に基づき、災害時の安全指導について家庭や地域と連携した防災教育や訓練を検討するように促すとともに、東日本大震災の被災地に派遣された職員や現地の語り部による講話を実施し、被災地の生の声を届けることで、震災の記憶と教訓を伝えています。

また、防災啓発施設である「名古屋市港防災センター」は、学校の社会見学の授業でよく利用されており、地震体験や津波・高潮の３Ｄ映像、煙避難体験、過去の災害の企画展等、体験・展示を通じて、自然災害の恐ろしさや適切な避難行動を学ぶ機会を提供する他、港防災センターの職員による防災に関する出前講座等を実施しています。

今後も、「なごやっ子防災ノート」の教育現場での積極的な活用など、様々な機会を通じて、子どもの防災意識の向上に努めてまいります。